

徳島県野生鳥獣肉 解体処理加工施設整備指針 (案)

-ジビエの利活用推進を通じた狩猟の魅力向上-

平成 31 年 月

徳 島 県

目 次

第1	指針策定の背景と目的.....	1
1	背景.....	1
2	指針の目的.....	1
第2	ジビエ処理加工施設の現状.....	1
1	ジビエ処理加工施設の設置状況.....	1
2	ジビエ処理加工施設における処理の状況.....	2
第3	ジビエの解体処理加工に関する現状と狩猟者の意識.....	3
1	狩猟者の状況.....	3
2	処理加工に関する現状と狩猟者の意識.....	4
	(1) 捕獲個体の処理方法.....	4
	(2) ジビエ処理加工施設への搬入.....	4
	(3) ジビエ処理加工施設への搬入率を向上させるための取組に対する要望.....	5
第4	移動式解体処理車・保冷車の活用について.....	5
1	移動式解体処理車（ジビエカー）について.....	5
	(1) 導入による期待される効果.....	5
	(2) 導入の際の考慮点.....	7
2	保冷車について.....	8
第5	基本方針.....	8
第6	基本方針を踏まえた具体的な取組.....	8
1	「空白地域」へのジビエ処理加工施設の設置促進.....	8
2	移動式解体処理車や保冷車の導入促進.....	8
3	人材の育成.....	9
第7	重点的に実施する取組.....	9

参考資料

1	徳島県ジビエ処理加工施設配置・整備検討会設置要綱.....	12
2	徳島県ジビエ処理加工施設配置・整備検討会 委員名簿.....	13
3	徳島県ジビエ処理加工施設配置・整備計画検討会 審議経過.....	14

第1 指針策定の背景と目的

1 背景

近年、本県では、ニホンジカやイノシシをはじめとする野生動物の「生息数増加」と「生息域の拡大」により、生態系や農林業等への被害が深刻化しています。

この野生鳥獣による被害低減対策の一つである捕獲対策の強化により、本県における野生鳥獣の捕獲頭数は、近年増加傾向が続いています。

このような中、捕獲した野生鳥獣を「ジビエ」という地域資源として利活用し地域活性化につなげる動きが全国的に広がりつつあり、本県においても、平成30年度に「ジビエ倍増モデルプラン」を策定し、ジビエの利用拡大に取り組んでいます。

また、野生鳥獣の個体数管理（捕獲）を進めていく上で「重要な担い手」となる狩猟者は、近年、減少・高齢化傾向にあり、狩猟者の「捕獲意欲（＝モチベーション）の維持」や「狩猟の魅力向上」は、狩猟者の育成確保のみならず、現在の捕獲を支えるベテラン狩猟者のためにも必要不可欠となっています。

2 指針の目的

本指針では、県内における野生鳥獣肉解体処理加工施設（以下「ジビエ処理加工施設」という。）の整備に係る基本方針を定め、その基本方針を踏まえた取組を着実に進めることにより、「捕獲」から「処理加工」、そして「流通消費」に至る一連のプロセスをしっかりとつなぎ、ジビエの利活用推進を通じた「狩猟の魅力向上」や「捕獲意欲の維持」につなげることを目的としています。

第2 ジビエ処理加工施設の現状

1 ジビエ処理加工施設の設置状況

現在、県内には8箇所9施設のジビエ処理加工施設が稼働しており（表1）、「阿波地美栄処理衛生管理ガイドライン」に基づき適正に処理されたシカ肉及びイノシシ肉を「阿波地美栄」として、ジビエ料理の普及と消費拡大に取り組んでいます。

表1 徳島県におけるジビエ処理加工施設の設置状況

平成21年度	① 那賀町木沢 → ② 増築 (H27)
平成22年度	③ 美馬市木屋平
平成23年度	④ 阿波市
平成25年度	⑤ 東みよし町東山 ⑥ 三好市東祖谷
平成28年度	⑦ 那賀町朴野
平成29年度	⑧ 三好市池田町中西 ⑨ 海部郡海陽町大井

これらのジビエ処理加工施設は、その多くは県西部や剣山山系付近に設置されており、沿岸平野部周辺を中心に、県東部・南部・中央部にかけて「ジビエ処理加工施設の空白地域」が存在しています（図1）。

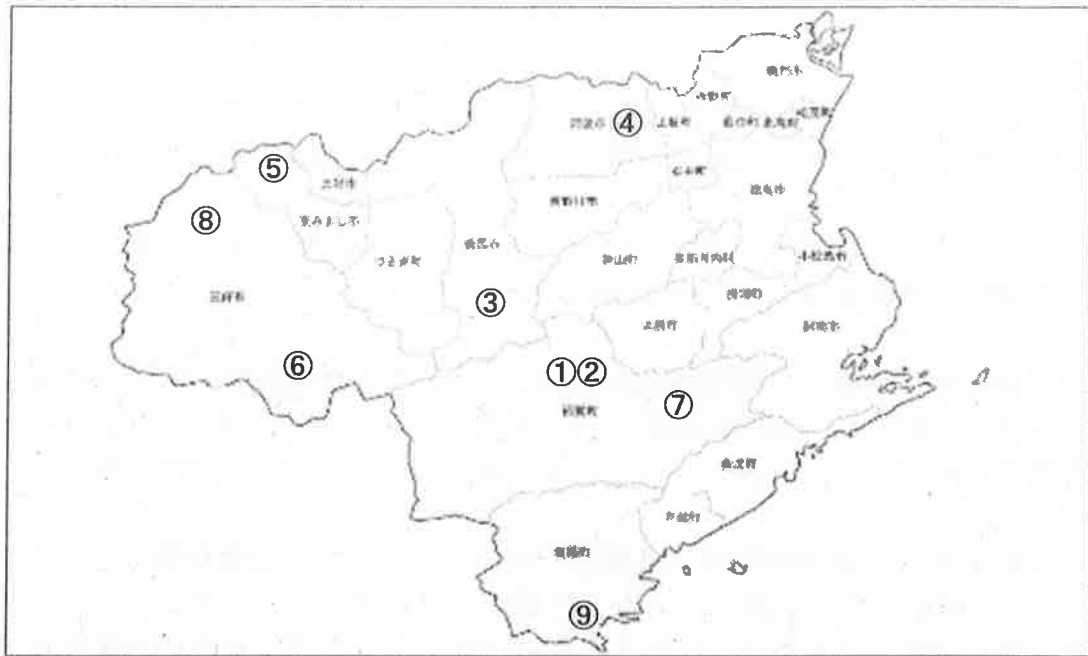


図 1 ジビエ処理加工施設の設置状況

2 ジビエ処理加工施設における処理の状況

ジビエ処理加工施設における平成 29 年度の処理状況は、ニホンジカで捕獲頭数 12,752 頭に対し、処理頭数 441 頭、イノシシで捕獲頭数 7,488 頭に対し、処理頭数 67 頭であり、処理加工率はそれぞれニホンジカで 3.5%、イノシシで 0.9%にとどまっています（表 2）（表 3）。

とりわけ、近隣にジビエ処理加工施設のない空白地域においては、ニホンジカやイノシシの捕獲後の運搬が困難であるなどの理由により、ジビエとしての利活用が難しい状況におかれています。

今後、こうした空白地域における捕獲したニホンジカやイノシシの処理加工率を向上させ、ジビエとして利活用を促進することが求められています。

表 2 ジビエ処理加工施設でのニホンジカ処理頭数の状況

(頭)

市町村名	施設番号	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	累計
那賀町	①	33	37	68	138	115	177	0	0	568
	②	-	-	-	-	-	0	97	77	174
	⑦	-	-	-	-	-	-	0	59	59
美馬市	②	-	43	76	64	37	20	22	87	349
阿波市	④	-	0	0	0	5	39	40	45	129
東みよし町	⑤	-	-	-	0	1	2	1	2	6
三好市	⑥	-	-	-	0	40	137	132	161	470
	⑧	-	-	-	-	-	-	-	10	10
海陽町	⑨	-	-	-	-	-	-	-	0	0
年度計		33	80	144	202	198	375	292	441	1,765

表 3 ジビエ処理加工施設でのイノシシ処理頭数の状況

(頭)

市町村名	施設 番号	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	累計
那賀町	①	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	②	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	⑦	-	-	-	-	-	-	-	-	0
美馬市	②	-	-	-	-	-	-	-	-	0
阿波市	④	-	10	7	15	10	121	10	46	219
東みよし町	⑤	-	-	-	5	10	11	9	12	47
三好市	⑥	-	-	-	0	8	7	7	6	28
	⑧	-	-	-	-	-	-	-	3	3
海陽町	⑨	-	-	-	-	-	-	-	0	0
年度計		0	10	7	20	28	139	26	67	297

第3 ジビエの解体処理加工に関する現状と狩猟者の意識

1 狩猟者の状況

徳島県の狩猟者は、平成 29 年度の狩猟者登録者の年齢構成を見ると、60 歳以上が約 75% となっています。また、狩猟免許所持者は、昭和 53 年の 6,577 人をピークに、平成 29 年は 3,081 人まで減少しています (図 2)。

野生鳥獣の個体数管理 (捕獲) を進めていく担い手にとって、地域資源となり得る「ジビエ」は、「狩猟の魅力」の一つであり、この利活用を推進していくことは、狩猟者の育成確保のみならず、現在の捕獲を支える狩猟者の意欲向上のためにも必要な側面となっています。

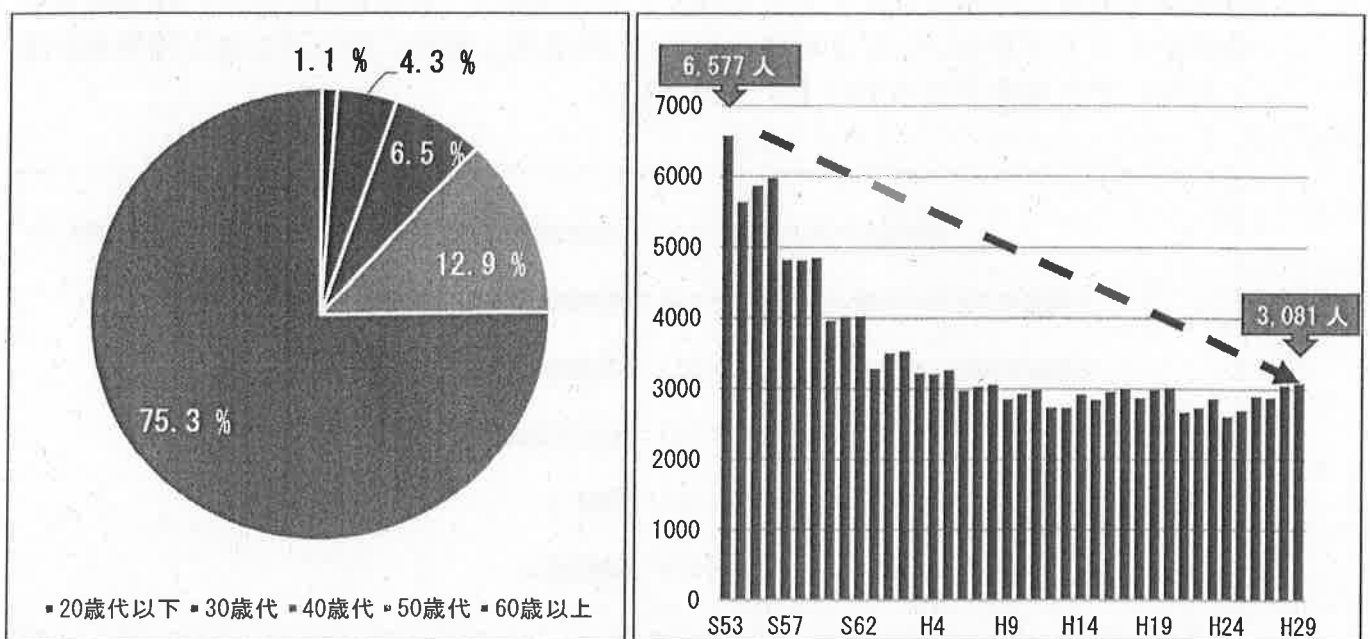


図 2 徳島県における狩猟者の現状 (平成 29 年度末)

2 処理加工に関する現状と狩猟者の意識

(1) 捕獲個体の処理方法

平成 29 年度に野生鳥獣の利活用に関する 33 地区の猟友会へのアンケート調査を実施しました。

その結果によると、捕獲個体の処理方法は、ニホンジカについては、埋設が最も多く、次いで自家消費、ジビエ処理加工施設への搬入、減容化施設（鳥獣の死骸を微生物の力で発酵分解する施設）への搬入の順となっています（表 4）。

イノシシについては、自家消費が最も多く、次いで埋設、ジビエ処理加工施設への搬入、減容化施設への搬入の順となっています（表 4）。

表 4 ニホンジカ及びイノシシの処理方法

処理方法	ニホンジカ	イノシシ
埋設	47.8%	27.6%
自家消費	44.6%	66.7%
焼却処分	0%	0.0%
ジビエ処理加工施設への搬入	5.0%	0.6%
減容化施設	2.6%	5.0%

(2) ジビエ処理加工施設への搬入

ニホンジカ、イノシシともに、ジビエ処理加工施設への搬入割合は低く、その理由で最も回答が多かったものは、「ジビエ処理加工施設が近くにない」であり、半数以上の地区猟友会が理由の一つとして挙げています。

次いで、「ジビエ処理加工施設への搬入に労力がかかるため」が 13 地区、「ジビエ処理加工施設への搬入にメリットがない」が 8 地区、「食肉利用のための捕獲個体の条件がクリアできない」が 6 地区、「ジビエ処理加工施設に持ち込むほど捕獲数が多い」が 2 地区となっています（図 3）。

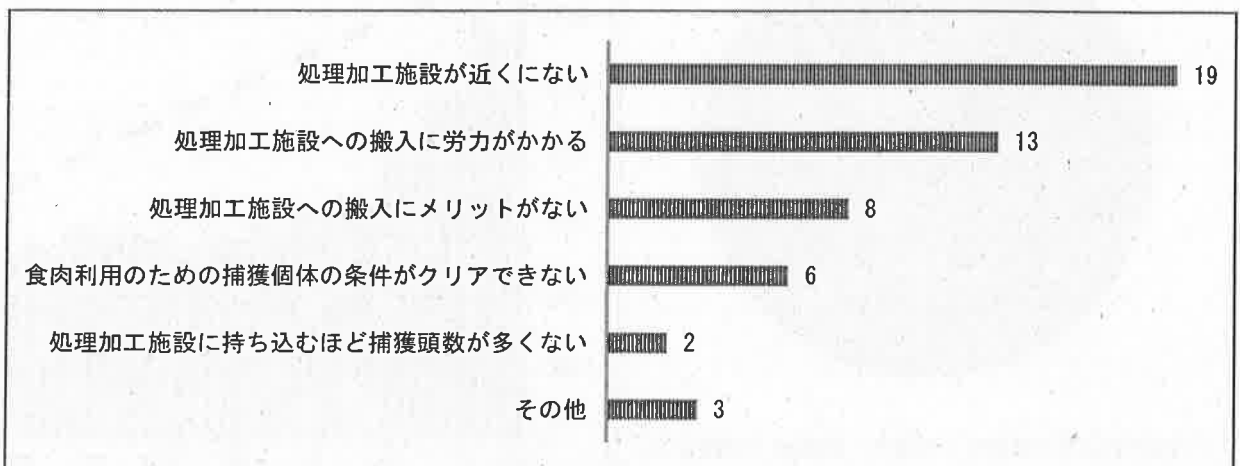


図 3 ジビエ処理加工施設に搬入していない理由

(3) ジビエ処理加工施設への搬入率を向上させるための取組に対する要望

ジビエ処理加工施設への搬入率を向上させるために、「捕獲場所の近くにジビエ処理加工施設をつくる」要望が多く寄せられています。

なお、ジビエ処理加工施設の整備に留意すべき事項として、「搬入に係る労力・費用の負担」、「施設整備に際しての補助制度の充実」、「安定的な販売先の確保など消費拡大への取組強化」などの意見も挙がっています（表5）。

表 5 ジビエ処理加工施設への搬入率を向上させるための取組に対する要望・意見

意見・要望
・近くにあること
・時間的に近場でない
・ジビエ処理加工施設が近くにあればもう少し多く利用したい、最近シカが多くわなに掛かるため
・ジビエ処理加工施設への距離が遠距離だから死亡して1時間では無理、山から出していたら2時間はかかる
・食の安全、安心を考えた場合、ジビエ処理加工施設が必要なため、早急に設置してほしい
・捕獲した個体は、ほとんどが自家消費
・徳島県内の都市部にはジビエ処理加工施設がない
・各市町村に搬入場所を作る
・郡単位にジビエ処理加工施設が出来れば良い
・山中からの搬出、ジビエ処理加工施設への搬入に見合う労力への対価の確立
・ジビエ処理加工施設の人が捕獲した場所まで取りに来てほしい
・数の制限があれば受入時のトラブルが出るのでよく考えて実施
・持ち込み頭数を全て受け入れが出来るかが課題
・補助制度の充実
・安定的な販路が必要
・すべての猟場付近にジビエ処理加工施設がある訳ではない。猟場付近で内臓摘出などの一次処理ができる施設があればよい
・ジビエカーを導入すれば、シカ、イノシシの利用率の向上が期待できる
・ジビエカーは、車検、車両保険、人件費等の経費を踏まえた検証が必要
・時間的制約があるため小路に行ける小型保冷車等有れば搬入も多くなると思う
・情報不足の為、勉強会を要望したい

第4 移動式解体処理車・保冷車の活用について

1 移動式解体処理車（ジビエカー）について

(1) 導入により期待される効果

狩猟者からは、猟場からジビエ処理加工施設までに相当の距離があることから、「猟場付近で内臓摘出などの一次処理ができる施設の整備」として、「移動式解体処理車」（以下「ジビエカー」という）の導入について検討してはどうかとの意見をいただいています。

そこで、平成30年12月から、狩猟者・ジビエ処理加工施設従事者・市町村担当者を対象としたジビエカーの運用実証を行っております。

その際に実施したジビエカーの導入に係るアンケート調査結果によると、狩猟者等がジビエカーの導入を期に期待する効果としては、「捕獲個体の劣化防止」、「捕獲個体の搬入時間短縮」が挙げられています。

また、ジビエカーの導入により、捕獲頭数の「増加が見込まれる」との回答が約60%、処理加工頭数の増加が見込まれるとの回答が約70%を占めています（図4）（図5）。

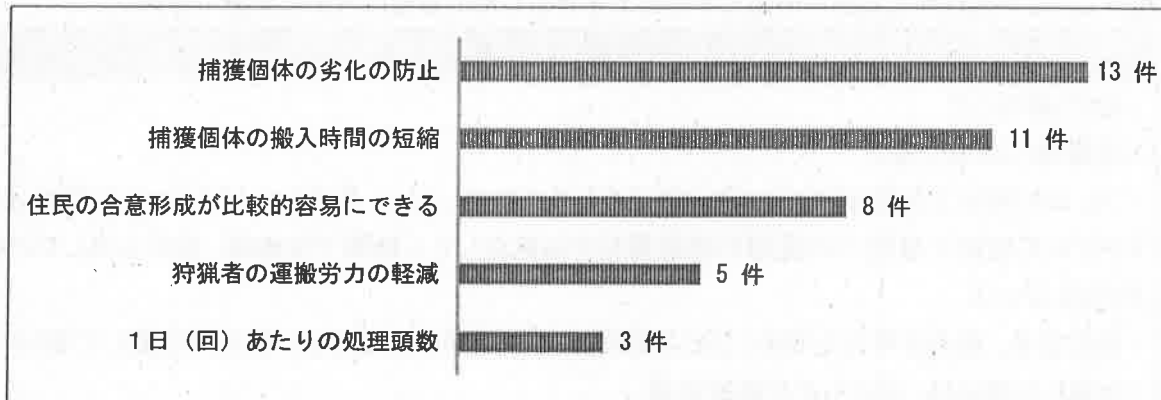


図4 ジビエカーの導入に期待すること

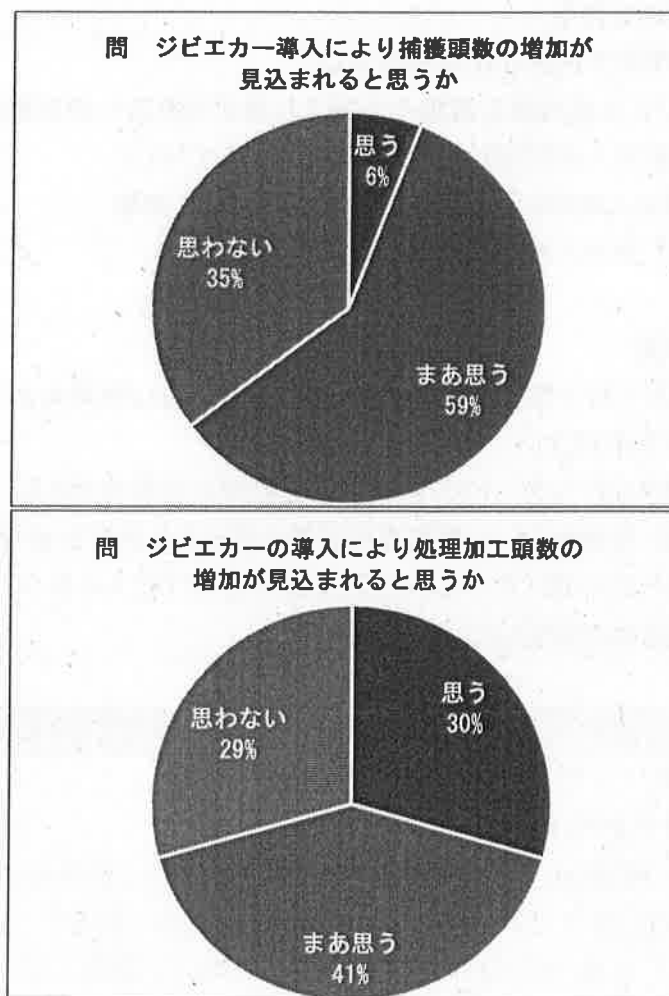


図5 ジビエカー導入による捕獲頭数等の増減について

(2) 導入の際の考慮点

ジビエカー導入により、捕獲頭数や処理加工頭数の増加が期待される一方で、ジビエカーとジビエ処理加工施設のどちらが有用かとの間に対しては、半数が「ジビエ処理加工施設が有用」との回答となっています。

また、ジビエカー導入については、「積極的に導入すべき」との意見が44%ありますが、「経費面、維持管理面をもう少し議論してから導入すべき」との意見も同じく44%となっています（図6）。

それぞれの地域でのジビエカーの導入検討に際しては、捕獲現場からジビエ処理加工施設までの運搬距離・時間に影響されることなく良質なジビエを得るという効果面とともに、導入する地域での走行性や維持管理面、さらには、ジビエカーでの一次処理（洗浄・剥皮・内臓摘出）以降の処理を行うジビエ処理加工施設との連携についても十分に考慮することが必要となります。

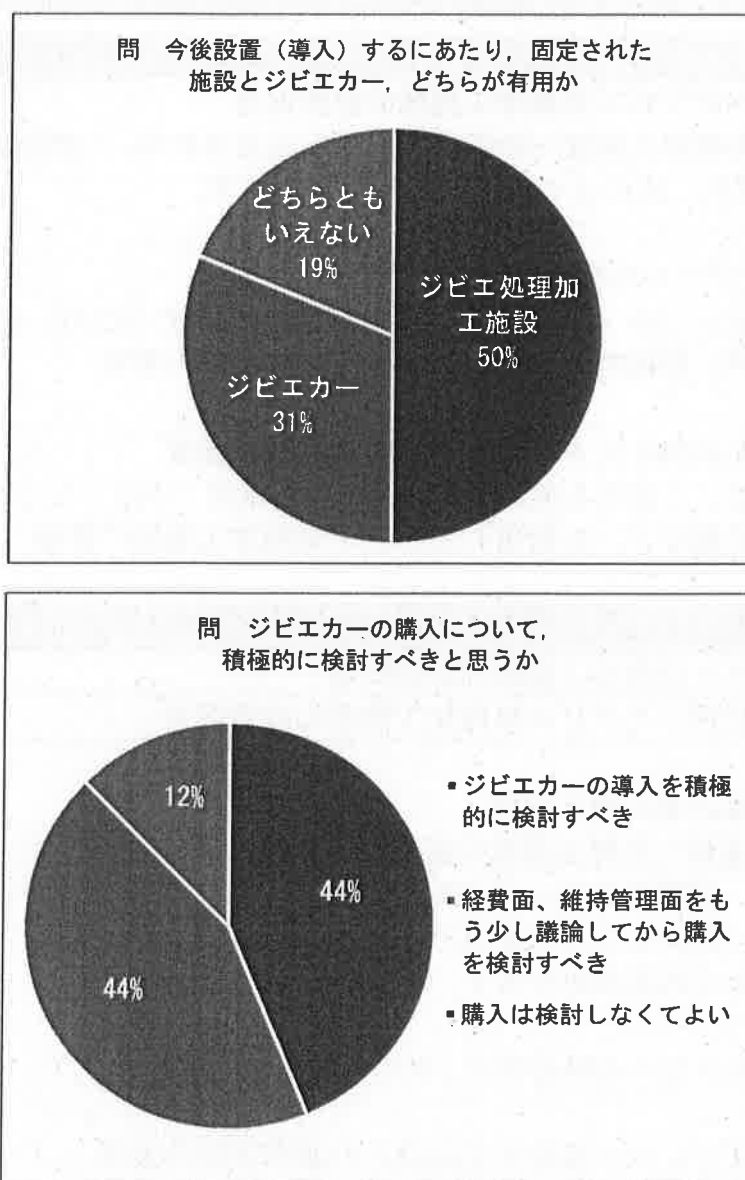


図6 ジビエカーの導入に関する意識調査結果

2 保冷車について

狩猟者やジビエ処理加工施設従事者からは、捕獲したニホンジカやイノシシのジビエ処理加工施設への回収効率を改善するため、保冷車を導入し、「猟場近くまで保冷車で回収する」ことを要望する意見もあります（表5）。

保冷車は、狭い山道や林道にも入れることができ、捕獲個体を冷やしながらジビエ処理加工施設への搬入が可能となる一方、ジビエカー同様、経済面や維持管理面などを考慮することも必要となります。

第5 基本方針

本指針の基本方針を次のとおり定め、「捕獲」から「処理加工」、そして「流通消費」に至る一連のプロセスがしっかり繋がったジビエ振興による地域づくりを目指します。

ジビエ処理加工施設の整備による
「ジビエ利活用の推進」を通じた「狩猟の魅力向上」を図る

第6 基本方針を踏まえた具体的な取組

1 「空白地域」へのジビエ処理加工施設の設置促進

県内のジビエ処理加工施設への搬入率を向上させるため、「空白地域」でのジビエ処理加工施設の設置を、次の2つの観点から促進します。

① 「広域的なジビエ処理加工施設」の設置

搬入するニホンジカ・イノシシの供給頭数を確保するため、複数の市町村や地区猟友会が広域的に連携協力したジビエ処理加工施設の整備

② 「遊休施設を活用したジビエ処理加工施設」の設置

施設整備に要する経費を軽減するため、遊休施設（休校となった学校施設、使われなくなった公民館など）を活用したジビエ処理加工施設の整備

(具体的な取組)

- 広域的なジビエ処理加工施設の設置促進
- 遊休施設を活用したジビエ処理加工施設の設置促進

2 ジビエカーや保冷車の導入促進

地形が急峻で捕獲した野生鳥獣の搬出に時間を要することが多い本県では、ジビエカーや保冷車は、捕獲現場から処理施設までの運搬距離や運搬時間に影響されることがなく良質なジビエを得ることが期待できますが、導入に際しては、その走行性や維持管理面などに留意する必要があります。

そのため、ジビエカーや保冷車は、次の点に十分留意した上で、その導入促進を図ります。

- 搬入先となるジビエ処理加工施設との連携体制の確保
- 走行性など地域の実情への適合
- 維持管理面

(具体的な取組)

- ▶ 走行性、経済性などに留意したジビエカーや保冷車の導入促進

3 人材の育成

野生鳥獣の捕獲の担い手となる狩猟者は、減少と高齢化が進んでおり、その持続的な確保が課題となっています。また、解体処理を衛生的に行う人材の確保も必要となっています。

新たなジビエ処理加工施設の設置は、これらの人材の雇用創出にもつながり、狩猟をはじめの魅力やメリットにもなることから、ジビエ処理加工施設の設置と並行して、講習会の受講等により適切な衛生管理の知識及び技術を有した狩猟者（ジビエハンター）や解体処理等に従事する人材の育成確保に努めます。

(具体的な取組)

- ▶ 「ジビエハンター」の育成
- ▶ ジビエ処理加工施設における次世代の人材育成（解体従事者、営業従事者等）

第7 重点的に実施する取組

ジビエ処理加工施設の空白地域において、市町村・地区猟友会をはじめ関係団体等が連携し、建設予定地の洗い出しなど、設置に向けた具体的な協議が進んでいる地域（小松島市・阿南市など）から、順次、「広域的なジビエ処理加工施設」や「遊休施設を活用したジビエ処理加工施設」の設置を促進します。

なお、ジビエ処理加工施設の設置検討に際しては、次に掲げるような点について留意しながら進めることが必要となります。

必要となる留意点

設置・運営主体の決定

施設設置の目的、処理頭数等の目標、補助金等の活用等の状況に応じ、設置主体や運営主体を考慮し、検討する必要があります。

健全な経営の確保

健全な経営を確保するための運営方法について、検討する必要があります。

- ✓ 施設整備の規模、内容
- ✓ 運営方法（合理化、省力化によるコスト低減、収益性の改善等）
- ✓ 複数の施設によるジビエ在庫の一括管理と安定供給体制の整備
- ✓ 稼働率確保対策
- ✓ ジビエの将来的な需要の見極め
- ✓ 品質保持のための捕獲鳥獣の受け入れの基準の検討
- ✓ 販路の確保、拡大のための経理、営業専門従事者の雇用 など

支援のあり方

ジビエ処理加工施設の負担軽減と運営のコスト低減のため、各種支援制度の活用法を検討する必要があります。

- ✓ 行政の支援（担い手育成，消費拡大，販路拡大）
- ✓ ジビエ処理加工施設を核とし，ジビエや加工品を地域特産物とした地方創生
- ✓ ジビエの利活用をエシカル消費と位置づけた上での普及啓発
- ✓ その他の支援，協力（地元 JA，地元料理店，販売コンサルタント）

参 考 资 料

1 徳島県ジビエ処理加工施設配置・整備検討会設置要綱

(名称)

第1条 この組織は、徳島県ジビエ処理加工施設配置・整備検討会（以下「検討会」という。）と称する。

(目的等)

第2条 検討会は、特定鳥獣（この要綱においては、シカ、イノシシを言う。）の適正管理を推進する手段のひとつとして、国が捕獲個体の食肉（ジビエ）利用量を平成31年度までに倍増する目標を掲げる中、本県における捕獲鳥獣の利活用の安定供給と消費拡大を目的として、効率的な処理加工を行うための施設の配置・整備の検討をジビエカー等を含めて行うものとする。

(所掌事務)

第3条 検討会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新たな施設の設置を視野に入れた「ジビエ処理加工施設配置・整備計画」の検討に関すること。
- (2) ジビエカー・保冷車の導入・運用についての検討に関すること。
- (3) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(委員)

第4条 検討会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会長)

第5条 検討会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括し、検討会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 検討会は、徳島県危機管理部消費者くらし安全局消費者くらし政策課に事務局を置く。

(運営)

第7条 検討会は、事務局が招集する。

- 2 検討会の議長は、会長が務める。
- 3 検討会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ事務局の承認を得て、代理人を出席させることができるものとする。
- 5 検討会は、オブザーバーとして関係者を招集することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成30年10月5日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要綱の効力は、「ジビエ処理加工施設配置・整備計画」策定までとする。

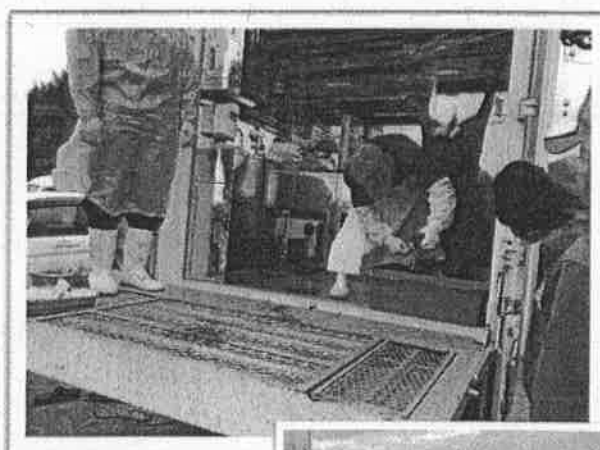
2 徳島県ジビエ処理加工施設配置・整備検討会 委員名簿

区分	氏名	職名	備考	
学識経験者	森松 文毅	徳島大学研究支援・産官学連携センター 教授		
学識経験者	後藤 立夫	徳島文理大学総務部長教授		
猟友会	濱口 靖徳	(一社)徳島県猟友会長		
地域代表	徳島	西良 正光	小松島地区猟友会長	
	阿南	松木 伸夫	阿南地区猟友会長	
	那賀	中田 雅之	四季美谷温泉温泉料理長	会長
	海部	乃一 俊治	処理加工施設管理者	
	鳴門板野	西岡 純男	中板地区猟友会長	
	阿波吉野川	立石 芳文	処理加工施設管理者	
	美馬	川窪 憲治	処理加工施設管理者	木屋平地区猟友会長
	三好	岩崎 進	西祖谷地区猟友会長	
市町村	茨木 昭行	小松島市産業建設部副部長(農林水産課長併任)		
市町村	松江 剛	阿南市農林水産課長		
市町村	佐竹 孝文	鳴門市農林水産課長		
徳島県	原 政敏	農山漁村振興課ふるさと創造室長		
徳島県	久米 明徳	安全衛生課長		

3 徳島県ジビエ処理加工施設配置・整備検討会 審議経過

第1回	日時	平成30年10月5日(金) 午前10時から
	場所	徳島合同庁舎 AB会議室
	出席者	中田会長, 森松委員, 後藤委員, 濱口委員, 西良委員, 松木委員, 乃一委員, 西岡委員(代理:尾田), 立石委員, 川窪委員, 岩崎委員, 茨木委員, 松江委員, 佐竹委員(代理:福井), 原委員, 久米委員(代理:矢野)
	議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置要綱(案)について <ul style="list-style-type: none"> ・ 当検討会の設置要綱(案)について諮り, 承認された 2 会長の選任について <ul style="list-style-type: none"> ・ 当検討会の会長について諮り, 那賀地域代表の四季美谷温泉 中田雅之料理長 が選任された 3 処理加工施設配置・整備計画について <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局から, 既設処理加工施設の状況について説明 ・ 事務局から, 当検討会において検討していただく事項について説明 ・ 事務局から, 移動式解体処理車(ジビエカー)の運行実証の概要について説明 ・ 処理加工施設の配置, ジビエカー・保冷車の導入, ジビエの活用について協議
	主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単独市では, シカ, イノシシの捕獲は多くなく, 処理加工施設の運営は難しい ・ 既存施設の再利用として, 廃止した学校の給食施設が利用できると考えている ・ ランニングコストや経費の検討も必要 ・ 衛生的に搬入するには保冷車が必要

既存施設を再利用した処理加工施設(祖谷の地美栄)
 ※旧三好市立柵之瀬小学校を再利用 ↓



H30.12.17 ジビエカー運行実証の状況(阿南市)

第2回	日時	平成30年12月19日（水） 午後1時から
	場所	徳島合同庁舎 本館4階会議室
	出席者	中田会長，森松委員，後藤委員，濱口委員，西良委員，松木委員，乃一委員，立石委員，川窪委員，岩崎委員，茨木委員，松江委員，佐竹委員（代理：福井），原委員（代理：平畠），久米委員（代理：矢野）
	議題	<p>1 処理加工施設配置・整備計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局から，計画の素案について説明 ・ 阿南市から，施設整備の検討結果の報告 ・ 処理加工施設の配置について協議 ・ 計画の素案について協議 <p>2 ジビエカー（移動式解体処理車）運行実証の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局から，阿南市での運行実証の結果の速報 ・ ジビエカー，保冷車の導入について協議
	主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の方向性については，これでよいと思う ・ 広域施設として処理加工施設を設置できればと考えている ・ 地域振興を進めるためにも衛生的な処理加工施設が必要 ・ 施設を維持するには，狩猟者の確保が重要 ・ ジビエカーは車検，車両保険，人件費等がかかるので，これら全体の経費を踏まえた検証が必要

第3回	日時	平成31年2月1日（水） 午後2時から
	場所	徳島合同庁舎 本館4階会議室
	出席者	中田会長，森松委員，西良委員，松木委員，乃一委員，西岡委員（代理：尾田），立石委員，川窪委員，岩崎委員，茨木委員（代理：三宅），佐竹委員（代理：福井），原委員，久米委員
	議題	<p>1 徳島県野生鳥獣肉（ジビエ）解体処理施設整備振興指針（素案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局から，計画の素案について説明 ・ 計画の素案について協議 ・ 素案は，会長と事務局との協議の上，協議会の意見や県議会，パブリックコメントに基づく修正を行うことで，一任された
	主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阿南市においては，広域処理施設と単独処理施設1つずつという含みもたせながら検討を進める ・ 狩猟者，特にわな猟免許の人口を増やすとジビエ振興につながるのではないか

